第6章 基盤的施策の推進

第1節 環境影響評価の推進

1 環境影響評価の現況

環境影響評価は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査・予測・評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮しようとするものである。環境影響評価の制度としては、平成9年6月に「環境影響評価法」を公布、平成11年6月に全面施行され、本県においても、平成11年3月に「大分県環境影響評価条例」を制定、同年9月から全面施行し、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業等を対象に法又は条例に基づく手続きが実施されている。

また、県では、法又は条例の対象とならない 比較的小規模な事業等であって、県が主体と なる開発事業を対象に「大分県環境配慮推進要 綱」を制定し、自主的な環境配慮を進めている。

2 本県における環境影響評価の実施状況

本県において、平成20年度中に指導・審査を 行った実績は、表1aのとおり9件で、そのうち 終了5件、手続中4件、規模変更による対象事業 廃止1件であり、法の対象となった事業の審査 はなく、条例の対象となった事業の審査が1件 あった。

また、昭和49年以降、県が環境影響評価について審査を終了した開発事業等の件数は、表1bのとおり合計で270件(規模変更による対象事業廃止1件は含まない)、実施主体別では県が最も多く、次いで市町村の順となっている。開発事業別には、公有水面埋立てが最も多く、平成20年度までの審査終了件数が162件と、全体の約60%を占めている。

表1a 平成20年度環境影響評価指導審査実績

○条例対象事業

(平成21年3月31日現在)

No.	事業名	事業主体	規模	備考
1	藤ヶ谷清掃センター更新計画	別杵速見地域 広域市町村圏 事務組合県	ごみ処理量 235 t /日	環境影響評価準備書 作成に係る事前の協 議

○その他の事業

No.	事業名	事業主体	規模	備考
1	国道388号小蒲江~森崎浦バイパス 道路改良事業	県	約 2.1km2 車線 約 0.83km2 車線	環境配慮調書受理※
2	一般国道388号道路改築事業他(工事 残土による農地造成)	県 (一部国)	3.55ha	環境配慮調書・環境 影響評価書受理※★
3	阿蘇くじゅう公園線 (沢水工区) 道路 改良事業	県	5.2km	環境配慮措置報告書 受理※★
4	農免農道整備事業 (大原野地区)	県	約3.7km	環境配慮調書受理※
5	津久見港(堅浦地区)港湾整備事業 (埋立)	県(一部津久見市)	約2.8ha	環境影響評価書受理 ※★
6	別府港(北浜地区)港湾整備事業	県(一部国土交通省)	約1.4ha (県事業 0.96ha)	環境影響評価書受理 ※★
7	中津港港湾整備事業	県	約8.4ha	環境配慮調書·環境 影響評価実施計画書 受理※
8	地域水産物供給基盤整備事業(美濃崎漁港)	県	約2ha	事後調査結果報告書 受理※★

※大分県環境配慮推進要綱に基づくもの ★平成20年度審査済み

11111111

∞ 9

6 9 6 9 6 9

9 1

 $^{\circ}$

20 10 5 5 17 17

9 2

8 | 11 | 3 |

5 4

0

3

9

270

環境影響評価の審査終了件数の推移

平成21年3月31日現在 民間 2 | 0 0 0 0 0 0 35 公公区国际 実施主体別件数 0 0 0 0 0 0 0 市町村 3 2 -3 0 2 က 3 0 8 2 4 2 8 8 m m 2 ကြ 0 1 0 0 0 $^{\circ}$ 89 5 2 3 2 3 2 9 9 4 9 4 9 2 8 4 3 3 12 9 2 6 9 141 账 00000 _ 0 0 1 0 0 0 0000 0 0 0 2 7 0 18 Ħ വിത 些 リゾ ート 施設 田田田 က ゴル フ場 田田田 9 3 廃棄物 処 理 施 設 市町村 2 က 住宅団地 0 9 公社 0 2 က 公交区 土地造成 市町村 账 都市計画 9 က 2 些 農工導村業人 市町村 0 公社公団 15 些 <u>~</u> Ħ 電源立地 民間 9 2 噩 9 出 公有水面埋立 市町村 2 8 8 2 2 2 2 2 2 2 3 2 4 4 8 3 28 000000 m m 4 2 7 2 7 4 5 5 些 87 2 0 Ħ 市町村 港湾計画 8 2 2 က 22 些 公公区 発保全 備計画 市町村 2 開整 က 9 账 $^{\circ}$ 開 事業等 H 15 H10 H12 H13 H14 表16 H11 H16 H17 H18 H19 S60 S61 S62 S63 H 8 H 9 S50 S51 S52 S53 S54 S55 S55 S56 S57 S58 S58 S59 H 2 H 3 H 4 H 5 H 6 H 6 H 1 1|111111 年度

3 条例施行規則及び技術指針の改正

国は、平成17年3月に基本的事項の改正を行 い、これを受けて各省庁も事業ごとに環境影響 評価の実施に必要な指針を定めた「主務省令」 を改正した。

このような国の見直しに伴い、本県において も必要な見直しを行い、大分県環境影響評価条 例施行規則の一部改正と、大分県環境影響評価 条例第四条第一項の技術的事項に係る指針の 一部改正を、平成19年4月1日に公布し、同年7 月1日から施行している。

見直しの主なポイントは次のとおりである。

- ①個別の事業に応じた、メリハリのある的確な 環境影響評価の項目・手法の選定の強化
- ②早期段階からの環境配慮の促進
- ③「ベスト追求型」環境影響評価の促進(基準 達成型からベスト追求型へ)
- ④客観性・透明性・わかりやすさの向上(様々 な根拠等の明確化)
- ⑤不確実性に関する検討の強化
- ⑥事業の多様化への対応
- ⑦その他(触れ合い活動の場や廃棄物関係等の 規定の充実)

第2節 環境に配慮した取組の推進

ISO14001大分県環境マネジメ ントシステムの推進

本県の環境マネジメントシステムは、平成11 年1月に本庁3庁舎の知事部局を適用範囲として ISO14001の認証を取得し、平成20年度より第4期 目の取組を開始した。

平成17年度には、大分県新環境基本計画が策定 されたことに伴い、この計画の5つの基本目標と 環境方針の整合性を確保するため、環境方針を次 の表のとおり改正している。

また、大分県新環境基本計画の5つの基本目標 に63項目の環境目標を設定し、取組を進めた結果、 63項目の全てが達成(概ね達成を含む)となった。 主な環境目標の達成状況は次の表2-1aのとおりで ある。

さらに、第4期(平成20年度~平成22年度)の 開始に当たって、コピー用紙の使用量半減等に取 り組むエコオフィス活動を推進している。

・本庁3庁舎におけるエコオフィス活動の結果 本県の環境マネジメントシステムの中で は、県も一事業者として日常業務の中での節 電や紙ごみ等の廃棄物の削減など「エコオフ ィス活動」に取り組むことにより、環境に優 しいオフィスづくりを目指してきたが、その 結果については次の表2-1bのとおりである。 なお、エコオフィス活動の実態把握は、平成 17年度より大分県地球温暖化対策実行計画の 実績により把握することとなった。

環境方針

県民共有の財産である恵み豊かな自然と共生し、快適で潤いのある環境を守り育て、将来の世代へ確実に継承していくこと は、私たち県民の責務です。

私はこのことを念頭に置き、県民総参加によるごみゼロおおいた作戦を通じ、「天然自然が輝く恵み豊かで美しく快適なおお いた」の実現に向け、環境マネジメントシステムを構築し、率先して以下の取組を推進します。

1 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

県民共有の財産である豊かで多様な自然を保全し、身近な自然とのふれあいを図りながら、ゆとりある生活空間の保全や 美しい景観の確保などに努め、豊かな自然と人間とが共生する美しく快適で潤いのある地域環境を創造します。

2 循環を基調とする地域社会の構築

大気・水環境等の保全、廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進、バイオマス等の循環資源の効率的・循環的利用などの施 を推進し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを変革することにより、環境への負荷を抑えた循環を基 策を推進し、 調とする地域社会を構築します。

3 地球環境問題への取組の推進

県民、事業者及び行政が連携し、省資源、省エネルギーなどの環境負荷低減の取組や二酸化炭素の吸収源ともなる森林の整備を推進するとともに、より環境にやさしいエネルギーを開発、導入するなど、地球環境問題の解決に積極的に取り組む 社会を構築します。

4 環境産業の育成

企業と大学との連携など新たなネットワークづくりを促進することによって、環境に負荷をかけずに製造する技術や廃棄 物をリサイクルする技術等の研究開発や新たな資源循環の流れづくりを支援し、循環型環境産業を育成するとともに、環境 と経済が一体となって向上する「環境と経済の調和がとれた循環型社会」を実現します。

5 すべての主体が参加する地域社会の形成

学校・家庭や自治会などで構成される地域社会・職場等、多様な場における環境教育・学習や実践活動を通して、それぞれが多様な立場から環境問題の本質や取組方法を考え、解決する能力や態度を身につけるとともに、それぞれが協働しなが ら「持続可能な地域づくり」を実践する地域社会を形成します。 以上の取組を定期的に見直し、継続的な改善を進めるとともに、環境関係法令等を遵守し、

また、職員の環境保全に向けての意識の一層の向上を図るため、環境に関する教育・訓練を徹底します。

2005年12月1日 大分県知事 広瀬 勝貞